

をしてくださった小坂泰介さんが会報の創刊号を作ってください、「学校アスベスト110番」というピラも用意して下さって、今年8月に教員の全国教研集会で、学校で起こっているアスベスト禍の現状を訴え、会員を募ってくださいました。私も今回、それを携えて研究会で発表するつもりです。

さて、絆に投稿した記事で、新法制定後の3年間をふり返ってみたいと思います。昨年の秋、同じ教員遺族の宇田川さんを訪ねたときのことを、初めて「絆」に書きました。その時、宇田川さんは、「主人は学校施設が原因のアスベスト曝露だから、労災です」と、環境再生機構の申請をされていなかったのですが、「アスベスト被害を公害として政府に認めさせ、全ての被害者の公正な補償、救済の実現の為に学校関係者の被害実数を明らかにしましょう」という私の考えにうなずいてくださり、堅い決心を翻して、再生機構に給付の申請をしてくださったのです。

それから年が明けた今年3月、私と宇田川さんは、共に東京で開催された新法制定3周年の記念行動で「アスベストから子供たちを守れ」とシュプレヒコールの拳を振り上げていました。その翌日には学校関係者の懇談会にも揃って出席しました。

長年学校現場でアスベストの危険性を追求してこられた小坂泰助さんもその会に同席され、早くも4か月後の7月には「学校アスベストネットワーク」を立ち上げて

くださり、設立の趣旨や規約、運動方針を取りまとめてくださったのです。3月の懇談会の帰路、私が抱いた述懐を再び記します。この会でアスベストセンターの永倉さんから再生機構のアンケート調査で学校関係者の被害者が60人にも上っているという衝撃的な報告を聞き、「その方々にも多数の遺族が残され、日本中に孤立させられているという寂しい現実」と2回目の投稿記事を書きました。

あれから半年たった今では、その60人という数がさらに90人を超えていると聞いて緊急にその被害実態を明らかにし、労災認定にむけた運動を加速させる時機が来ていると、「学校アスベストネットワーク」を立ち上げたのです。

ここまでが、3年にわたる教員

遺族探しの経過で、孤立というような感傷に捉われることなくやっていけるようになったいきさつです。

この記事を読まれた方の中で、「学校アスベストネットワーク」の会員になってくださる方がありましたら関西支部までお申し出下さい。関西労働者安全センターの片岡さんや、古川さんも会員になってくださっています。会報の創刊号や学校アスベスト110番をお読みになりたい方もご一報くださればお送りいたします。アスベスト被害の現場は全国に広がり、学校もその現場のひとつです。是非、「学校アスベストネットワーク」の活動に賛同いただき、共にたたかっていきましょう。

後藤雅子
患者と家族の会関西支部
機関紙「絆」Vol.9から

水道職員の中皮腫公災認定 兵庫●公務員の石綿認定も正常化へ

淡路島の自治体で水道課職員として20年間勤務し、1993年に42歳の若さで胸膜中皮腫を発症し亡くなられたAさん。2007年11月にAさんのご遺族が地方公務員災害補償基金・兵庫県支部に対し行った公務災害認定請求が、公務災害であると認定された。

Aさんのご遺族が安全センターに電話されたのは、2006年

12月に実施した「全国一斉アスベスト被害ホットライン」の際だった。Aさんが入院されている際に、主治医から「石綿が原因」と言われたのだが、ご遺族は石綿との接点が全く思い浮かばず、「自宅の壁に石綿が含まれているのではと考え、検査を依頼した」と話されていた。

それ以降、自治労兵庫県本部、公企評、当該の市職労とセ

ンターとで連携をとりながら申請の準備を行ってきた。申請に当たり、市の全水道施設の調査を行い、またAさんの同僚の方々からも聞き取りを行った。その中で、同僚の方から、「破裂した水道管を修理する際に、エンジンカッターやサンダーを用いて裁断するため、大量の石綿粉じんが舞っていた」「石綿管からビニール管・鉄管への敷設替え工事において、石綿管を裁断・粉砕する際には多量の石綿粉じんが飛散していた」との証言を得ることができた。


2007年11月に申請を行ったのだが、基金支部から次々と資料の提出は求められるものの中々結果は出なかった。それは、基金支部において、中皮腫が「困難疾病」事例として扱われ、東京にある基金本部のペースで調査が行われていたからだった。

こうした中で、本年1月に東京都基金支部において2つの水道事案が認定され、2月には大阪交通局で認定がされ、Aさんの事案についても2月末に認定の連絡が入ったのだった。認定理由書によると(情報公開請求により基金支部より入手)、同僚職員の証言に基づき、「水道管修繕作業に年10回、1回2時間程度」従事したこと、水道管の敷設工事における石綿管の加工作業に従事したことにより、「石綿管の粉じんにはばく露する蓋然性が高いものと考えられる」として、公務災害であると認定した。

また、この9月には、群馬県の基金支部が公務外とした中皮

腫事例が、審査請求において逆転認定されたとの連絡が入ってきている。公務災害における石綿被害者の取り扱いがやっと正常になりつつあるようだ。

県内では、淡路島の別の自治体の元水道課職員と宝塚市の元水道課職員が公務災害申請を行っており、今後の基金支部

の認定を注視する必要がある。Aさんのご遺族は、水道課職員として同じ仕事をされた方々の健康について大変心配されている。今後とも、自治労と協力しながら、被災者の掘り起こしと健康対策の具体化に向け、取り組みを強める必要がある。(ひょうご労働安全衛生センター)

高卒後集団就職先で曝露

沖縄●8か月の造船所勤務で中皮腫認定

「中皮腫で亡くなった弟が、本土の大手造船所でアスベスト作業をしていたようだ。労災にならないだろうか?」と相談があったのは、昨年12月13日のこと。沖縄でアスベスト労災職業病相談センターを開いてから初めて実施したアスベスト・ホットラインのときだった。

来所相談にみえた兄のTさんに弟さんの職歴を聞くと、高校卒業後、旧日本鋼管鶴見造船所(横浜市鶴見区)に1年半~2年ほど勤めていたということだった。しかし、Tさんに弟さんの社会保険の被保険者記録を取り寄せてもらうと、日本鋼管鶴見造船所で働いた期間は8か月弱しかなかった。

中皮腫の場合、労災認定基準では、「石綿曝露作業への従事期間が1年以上あること」を要件としている。これに「該当しない中皮腫の事案については、本

省に協議すること」となっている。しかも、労災申請は、沖縄から遠く離れた、JFEエンジニアリング(旧日本鋼管が分社化)を管轄する鶴見労働基準監督署にしなければならぬ。そこで、申請に必要な事業主証明をとることなど、JFEエンジニアリングとのやりとりは神奈川労災職業病センターに協力してもらった。

この間、沖縄の社会保険事務所が発行した被保険者記録に鶴見造船所で働いた期間の記載漏れがあったり、事業主証明を取り寄せている間に5年の時効が過ぎてしまい、請求書を石綿健康被害救済法特別遺族年金支給請求書に差し替えたりで、申請したのは3月11日。相談を受けてから4か月もかかってしまった。

結果は、本省協議に長期間費やすこともなく、8月5日付けで認定となった。JFEエンジニアリ